

やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動
の在り方等に関する総合的なガイドライン



YAMANASHI

令和5年12月



山 梨 県
山梨県教育委員会



目 次

はじめに	2
国の動向	3
山梨県における部活動を取り巻く状況	5
本ガイドライン策定の趣旨等	6
I 学校部活動	7
1 適切な運営のための体制整備	7
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	7
(2) 指導・運営に係る体制の構築	8
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	9
(1) 適切な指導の実施	9
3 適切な休養日等の設定	10
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	11
5 学校部活動の地域連携	12
II 新たな地域クラブ活動	13
1 新たな地域クラブ活動の在り方	13
【参考】地域移行後の活動機会～休日に学校での運動部活動が行われなくなつた際に想定される中学生の地域スポーツクラブ活動の機会～	14
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	15
(1) 参加者	15
(2) 運営団体・実施主体	15
① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実	15
② 関係者間の連携体制の構築等	15
(3) 指導者	16
① 指導者の質の保障	16
② 適切な指導の実施	16
③ 指導者の量の確保	16
④ 教師等の兼職兼業	17
(4) 活動内容	18
(5) 適切な休養日等の設定	18
(6) 活動場所	19
(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	19
(8) 保険の加入	20
3 学校との連携等	20
III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備	21
1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	21
(1) 休日の活動の在り方等の検討	21
(2) 検討体制の整備	21
(3) 段階的な体制の整備	22
2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進	23
3 市町村における総合的・計画的な取組	23
【参考】やまなし地域クラブ活動の体制整備に関する手引き	24
IV 大会等の在り方の見直し	25
1 生徒の大会等の参加機会の確保	25
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	25
(1) 大会等への参加の引率	25
(2) 大会運営への従事	26
3 生徒の安全確保	26
4 大会等の在り方	27
【資料】学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに関する概要等	28
☆やまなし地域クラブ活動の体制整備に関する手引き	31

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が進展し、学校規模が縮小する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校における働き方改革が進む中、より一層厳しくなります。

そこで、学校部活動では支えきれなくなっている中学生等のスポーツ・文化芸術環境について、今後は学校単位から地域単位に積極的に変えていくことにより、将来にわたり山梨県の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう環境を整備する必要があると考えております。このことは、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながるものであると考えます。

以上のことを踏まえ、山梨県においては、はじめに公立中学校の休日部活動を「運動や文化活動をしたい生徒すべてが参加可能な、友達と楽しみながらできる活動」と、「競技力向上やこれまで体験する機会が得られなかった活動」について、市町村や関係団体等と連携を図りながら体制整備を進めていきたいと考えます。

まずは、休日における地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を着実に推進し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域の実情に応じて可能な限り早期に学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の実現を目指して参ります。

そのために、「地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備すること」及び「スポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消すること」を目指して、このたび「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定いたしました。

各学校及び市町村教育委員会におかれましては、本ガイドラインを参考に、「**地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。**」という意識の下で、**生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことのできる機会の確保を目指す取組**を進めていただきますようお願いいたします。

令和5年12月

山 梨 県
山梨県教育委員会

国の動向

- 学校における部活動の厳しい現状については、国会や中央教育審議会等においても指摘されており、これまでスポーツ庁や文化庁においても、部活動の運営の適正化に向けた改善方策や、地域との連携・協働、地域移行の方向性が示されてきた。

（平成 25 年 5 月文部科学省）

- 運動部活動での指導のガイドライン
- ※ 各中学校、高等学校の運動部活動での指導において、必要である又は考慮が望まれる基本的な事項、留意点をあらためて整理し提示。

（平成 29 年 12 月中央教育審議会）

- 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）
- ※ 部活動については、学校の業務として行う場合であっても、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない。

（平成 30 年 3 月スポーツ庁）（平成 30 年 12 月文化庁）

- 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン
- ※ 学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。

（平成 31 年 1 月中央教育審議会）

- 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）
- ※ 地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべき。

（令和元年 11 月及び 12 月）

- 衆議院文部科学委員会の附帯決議及び参議院文教科学委員会の附帯決議
- ※ 部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

（令和 2 年 9 月文部科学省）

- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について
- ※ 令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

(令和4年6月スポーツ庁、令和4年8月文化庁)

- 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言及び文化庁活動の地域移行に関する検討会議提言
- ※ 休日の部活動の地域移行を達成する目標時期については、令和5年度の休日の部活動の段階的な地域移行開始から3年後の令和7年度末を目途とする。

(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)

- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
- ※ 学校運動部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すもの。
令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

- 県においては、これまでの国における部活動改革の経緯・経過を踏まえ、国の動向を注視しながら地域クラブ活動が円滑に進められるよう、市町村等と連携を図りながら取組を進める。
- また、国の動向を注視し、本ガイドラインについても、改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととする。

山梨県における部活動を取り巻く状況

- 学校部活動は、これまで生徒のスポーツや文化芸術等に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じて、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育の目指す資質・能力の育成に資する大きな役割を担ってきた。
- また、学校教育の一環として行われる部活動は、人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義だけでなく、生徒の意欲向上など、学校運営上も意義があり、さらに、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献してきた。
- 一方で、学校の部活動を巡る状況については、近年、特にその活動を持続させる上では困難さを増している。現在、日本の総人口が減少局面に入ってから十数年が経過し、中学生数は、昭和 61 年以降ならだらかに減少し続け、半数近くになっている。県内の公立中学校に通う生徒数も、20 年前の平成 15 年では約 28,000 人、10 年前の平成 25 年は約 24,000 人、令和 5 年は 19,000 人を下回り、今後も減少が予測されている。また、県内の公立中学校数も平成 15 年の 98 校から、平成 25 年の 88 校、令和 5 年では 80 校まで減少し、今後も学校間の統合等で減少していく可能性がある。
- **県内公立中学校及び高等学校が設置する部活動数も減少傾向にあり、特に中学校では、平成 30 年からの 4 年間で約 10%の減少となっている。**
- 平成 29 年度から実施している「部活動指導実態調査」によると、「土日のいずれか 1 日を休養日としている顧問の割合は、平成 29 年度では、公立中学校 84.2%、県立高等学校 74.2%であり、令和 4 年度では、公立中学校 97.1%、県立高等学校 86.7%と改善傾向にあるものの、山梨県教育振興基本計画の目標である公立中学校 100%、県立高等学校 90%以上には依然届いていない現状がある。
- さらに、休日も含めた指導や大会への引率、運営への参画が求められるなど、教師にとって大きな業務負担となっている。その「負担感」について中学校の教師対象の調査を実施したところ、**平日で 65%、休日で 74%が負担を感じている実態が明らかとなった。**
- また、休日の部活動が地域移行した際の「地域クラブ活動指導者」への兼職兼業についての意向を中学校の教師に調査したところ、「兼職兼業を申請したい」16.6%、「兼職兼業を申請しない」56.5%、「どちらとも言えない」26.9%であり、今後の地域クラブ活動指導者の確保等の課題が浮き彫りとなった。

本ガイドライン策定の趣旨等

- 本ガイドラインは、少子化の中でも将来にわたり、**生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保すること**を旨とし、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国のガイドラインを踏まえつつ、県の考え方を示すものである。

- 学校部活動の地域移行は、「**地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。**」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、**地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備**により、**地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指す**ものである。
その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

- 本ガイドラインは、義務教育である公立中学校（特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。

- 本ガイドラインのうち「**I 学校部活動**」については、**高等学校（特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）**段階の学校部活動についても**本ガイドラインを原則として適用する**。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

- 一方、「**II 新たな地域クラブ活動**」「**III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備**」「**IV 大会等の在り方の見直し**」については、公立の中学校の生徒の活動を主な対象とし、国立の中学校においても学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが必要である。
国公立の高等学校段階については、義務教育修了後に多様な教育活動が行われている状況を踏まえつつ、生徒の心身の健全育成等の観点から、学校等の実情に応じて学校部活動の改革に取り組むことが望ましい。

- なお、地域の実情等によっては、平日と休日を一体としてスポーツ・文化芸術活動の環境を構築することや、まずは平日から地域のスポーツ・文化芸術活動の環境を構築すること等、地域クラブ活動を段階的に進めることなども考えられるため、どのような進め方が地域の実情等に照らして適するかは、各学校における関係者間で慎重に検討して方針を定め、調整・協議する場を整えていくことも必要である。

I 学校部活動

学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

I 適切な運営のための体制整備

(I) 学校部活動に関する方針の策定等

ア 市町村（組合）教育委員会は、国のガイドラインに則り、本ガイドラインを参考に学校部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な学校部活動の取組に関する「設置する学校に係る部活動方針」を策定する。

イ 校長及び部活動顧問は、生徒、保護者及び地域の理解や協力体制を整えるため、以下のことに取り組む。

- ◆ 校長は、学校教育目標の実現に向けて本ガイドライン及び市町村（組合）教育委員会が策定した方針に則り、毎年度「学校部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- ◆ 部活動顧問は、「学校部活動に係る活動方針」に基づき、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

[公表する場の設定例]

- ・学校運営協議会やPTA総会等で学校経営方針とともに、学校部活動に係る活動方針を説明する。
- ・「学校の部活動に係る活動方針」をホームページ等へ掲載する。
- ・授業参観や学級懇談会など、保護者が集まる機会に、部活動単位の懇談会等を設定して、活動計画について説明を行い、保護者への理解と協力を求める。

「学校部活動に係る活動方針」 記載事項（例）

- 目標 活動日・休養日及び活動時間 設置部活動
 - 部活動顧問等（教師、部活動指導員、外部指導者）
 - 年間計画（年間行事予定に学校としての休養日を明記するなど）
 - 組織図（学校運営組織図に部活動顧問会議等を位置付けるなど）
- ※部活動顧問会議とは、部活動の運営等に関する情報共有の場

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、教師だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- イ 校長は、教師を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とまらないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- エ 県教育委員会及び市町村（組合）教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- オ 市町村（組合）教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- カ 市町村（組合）教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。校長は、部活動指導員が十分に確保できない場合には、外部指導者を配置することで、教師の指導の負担軽減を図る。また、外部指導者等の引率でも参加可能となる種目の教育内大会の引率¹に教師が従事しない体制を構築する。
- キ 市町村（組合）教育委員会は、部活動指導員等の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

¹ 「山梨県小中学校体育連盟主催大会における監督・引率細則」に示されている。（中学校のみ）

ク 県教育委員会は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、市町村等からの求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなどの支援を行う。また、スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

ケ 県教育委員会、市町村（組合）教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ・文化芸術環境等の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により、地域における環境整備を進める。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」等に則った指導を行う。県教育委員会及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取る必要があること、また、過度の活動がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の活動が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究²も踏まえ、以下の基準とする。

- ◆ 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週休日」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期(教育内大会4週間前)の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。)
- ◆ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ◆ 生徒の1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週休日を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

[留意点]

- ・「きずなの日」は休養日とし、教師と生徒がふれあう時間を創出する。
- ・定期試験前後の一定期間は休養日とし、生徒が学習時間を確保できるよう配慮する。

[休養日等の設定例]

- ・土曜日及び日曜日に教育内大会へ出場するため、翌週に休養日を設定する。
- ・夏季休業中は、5日間の長期休養期間を設定する。

イ 文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、運動部活動の基準と同様とする。

ウ 市町村(組合)教育委員会は、1(1)アに掲げる「設置する学校に係る部活動の方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、本ガイドラインを参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、後記エに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

² 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

エ 校長は、1（1）イに掲げる「学校部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、本ガイドライン及び市町村（組合）教育委員会が策定した方針に則り、各学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

オ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫を行う。例えば、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

～具体的な例～

- ◆ 運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなく、障害の有無や年齢などに関わらず一緒に活動できるレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等。
- ◆ 文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢などに関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等。

イ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

ウ 市町村（組合）教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

エ 市町村（組合）教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

5 学校部活動の地域連携

ア 市町村（組合）教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場（協議会等）を設ける。

イ 市町村（組合）教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、中学校、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 地域の体育・スポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、市町村（組合）教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

また、各分野の文化芸術団体等は、市町村（組合）教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。

さらに、市町村（組合）教育委員会等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

エ 市町村（組合）教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

オ 市町村（組合）教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

II 新たな地域クラブ活動

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えに行くという視点も有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について以下に示す。市町村等においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくことが望ましい。

I 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 市町村は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する。

イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられる³。このような運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

ウ 新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、例えば総合型地域スポーツクラブの充実を図ることで、中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実することが期待できる。

³ 運営団体及び実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる。

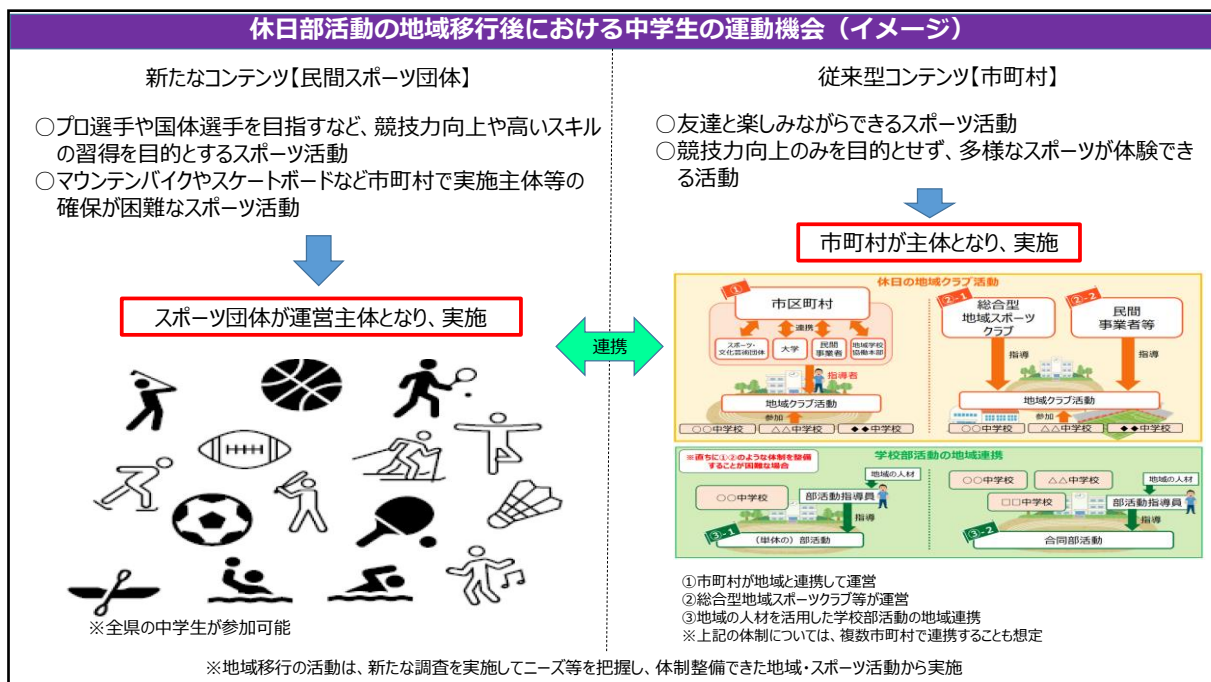
エ 県は、公立中学校の休日部活動を地域に移行した「運動や文化芸術活動をしたい生徒すべてが参加可能な、友達と楽しみながらできるスポーツ・文化芸術活動」と、「競技力向上やこれまで体験する機会が得られなかったスポーツ・文化芸術活動」について、市町村や関係団体等と連携を図りながら体制整備を進める。

【参考】地域移行後の活動機会

～休日に学校での運動部活動が行われなくなった際に想定される

中学生の地域スポーツクラブ活動の機会～

活動の種類（運営団体・実施主体）		活動の目的	予想されるメリット・デメリット
①民間のクラブチーム (ヴァンフォーレ甲府など)	◇選手コース ◇トップチーム	競技力向上	【メリット】 プロ指導者による専門的指導の下での競技力向上 【デメリット】 ・経済的負担大 ・時間的負担大 ・地域間格差大
	◇普及クラス	運動機会の確保	
②地域のクラブチーム (スポ少、市町村スポーツ協会、NPO、町道場など)		競技力向上 >運動機会確保	【メリット】 地域での活動のため移動等の負担が比較的少ない 【デメリット】 ニーズに応える活動がない可能性
③競技団体主催の活動	◇国スポ大会強化 ◇年代別強化	競技力向上	【メリット】 学校部活動から独立した強化活動が可能 【デメリット】 移動手段の確保が困難
	◇普及	人材発掘 >競技力向上	【メリット】 中体連競技（種目）以外の普及が可能 【デメリット】 移動手段の確保が困難
④学校以外の団体が運営し教育委員会が運営方針の決定等に関わる地域スポーツクラブ活動 市町村教育委員会が中心に、運営主体・実施主体（総合型地域SC、スポ少、市町村スポーツ協会等）と連携した制度設計。教師等の兼職兼業による指導可。		運動機会確保 >競技力向上	・令和3～4年度の2年間、南アルプス市で実施した休日部活動の地域移行へ向けた実践研究事業 ・令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業 甲府市・南アルプス市・山梨市・甲州市・都留市・昭和町 等により、検証中。



2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、参加を希望する全ての生徒を想定する。

(2) 運営団体・実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

◆ 想定される運営団体・実施主体	
地域スポーツ団体等	地域文化芸術団体等
<ul style="list-style-type: none">・ 総合型地域スポーツクラブ・ スポーツ少年団・ 体育・スポーツ協会・ 競技団体・ クラブチーム・ プロスポーツチーム・ 民間事業者・ フィットネスジム・ 地域学校協働本部・ 保護者会・ 同窓会・ 複数の学校の運動部が統合して設立する団体 等	<ul style="list-style-type: none">・ 文化芸術団体・ 地域学校協働本部・ 保護者会・ 同窓会・ 複数の学校の文化部が統合して設立する団体 等

※市町村が運営団体となることも想定される。

② 関係者間の連携体制の構築等

ア 市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等において、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

(3) 指導者

① 指導者の質の保障

- ア 市町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ及び文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。
- イ 運営団体・実施主体は、指導技術の担保や生徒の安全の確保や健康面の配慮など、生徒への適切な指導力等の質のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。

② 適切な指導の実施

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2(1)に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。市町村は、適宜、指導助言を行う。
- イ 指導者は、I 2(1)に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。
また、専門的知見を有する者等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

③ 指導者の量の確保

- ア 想定される地域クラブ活動の指導者
- ・スポーツ・文化芸術団体の指導者
 - ・部活動指導員となっている人材
 - ・退職教師
 - ・教師等の兼職兼業
 - ・企業関係者
 - ・公認スポーツ指導者（日本スポーツ協会公認指導者等）
 - ・スポーツ推進委員
 - ・スポーツ指導者協議会会員（日本スポーツ協会公認指導者）
 - ・競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者等
- イ 人材バンクの活用
- 市町村は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者のマッチングを図る県の人材バンクを活用するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。
- また、スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。
- ウ 市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じ ICT を活用した遠隔指導ができる体制を整える。

④ 教師等の兼職兼業

ア サービス監督教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。

イ サービス監督教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、サービス監督教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

○地方公務員である公立学校の教師等

(常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。以下同じ。)は、

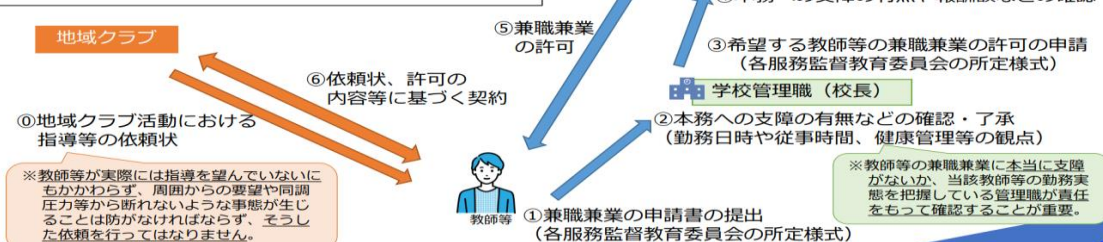
- ①当該教師等が**希望する場合**であって、
- ②地方公務員法第 38 条や教育公務員特例法第 17 条等の規定に基づき、
- ③サービスを監督する教育委員会 (以下「サービス監督教育委員会」という。)の許可を得た場合には、**兼職兼業を行うことが可能**です。パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要

教師等が兼職兼業の許可を受けるためのプロセス

サービス監督教育委員会
学校
教師等

- 地域クラブ活動への従事を希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に、報酬を受けて従事することとなるため、兼職兼業の許可を受けるための手続きが必要です。
- 一般的には、兼職兼業希望先の地域団体からの依頼状を基に、上司である**校長等への相談・了承の上、サービス監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て**、地域団体の業務に従事することとなります。
- これにより、兼職兼業先の業務について、**報酬を受けて従事することが可能**になります。一方で、**兼職兼業時の業務の管理監督者**は、普段の**教師等としての管理監督者(校長)**と異なることや、勤務時間については、**教師等としての労働時間と兼職兼業先の労働時間を通算する必要**もあり、この点についても**留意が必要**です。

兼職兼業の許可を受けるためのプロセス (イメージ)



参考：文部科学省他「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」

(4) 活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中等に開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動等、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

(5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「I 学校部活動」に準じ、以下の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、2(2)②のとおり、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

- ◆ 学校の学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。
平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週休日」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、シーズン期（教育内大会4週間前）の週休日に両日活動する場合には、休養日を他の日に振り替える。
- ◆ 地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- ◆ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ◆ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週休日を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- ◆ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の休養日を設定することや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

(6) 活動場所

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設も活用する。
- イ 市町村は、学校施設の管理運営について、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。
- ウ 営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている市町村においては、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう改善を行う。
- エ 市町村は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。
- オ 市町村及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による前記2（2）②の協議会等を通じて、前記イからエまでを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。
- カ 前記アからオまでについては、市町村の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考に取り組む。

(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- イ 市町村は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。
- ウ 市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

(8) 保険の加入

※地域クラブ活動については、学校管理下外の活動であるため独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、分野・競技特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、2(2)②で述べた協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

ウ 市町村は、地域クラブ活動が前記2に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

エ 市町村（組合）教育委員会及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があり、ここでは、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化に資するよう、その進め方や検討体制、スケジュール等について示す。各市町村等においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくことが望ましい。

Ⅰ 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

(1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の中で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。

ウ 地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各地域における関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定する。

(2) 検討体制の整備

ア 市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開する。

イ 市町村は、今後は地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校の設置・管理運営を担う担当部署との緊密な連携・協力に基づき、地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署が中心となって取り組むことが考えられる。その際、健康増進や社会福祉・医療、まちづくりの担当部署等の他、地域スポーツ・文化芸術

コミッションや地域おこし協力隊等との連携も考えられる。また、スポーツ推進委員が市町村と地域のスポーツ団体等との連絡調整を担うことも期待される。

ウ 市町村の体育・スポーツ協会や文化振興財団・文化協会などの団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行う。

エ 県及び市町村の競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

オ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、県及び市町村の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

(3) 段階的な体制の整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられる。

① 市町村が運営団体となり、あるいは市町村が中心となって社団法人やNPO 法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。

② 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。

※ なお、直ちに前記①②のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

ア 休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国は、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けている。市町村は、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、後記3の推進計画の策定等により、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。その際、例えば中山間地域をはじめ、市町村等によっては合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられることから、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

イ 市町村は、改革推進期間終了後において、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

3 市町村における総合的・計画的な取組

ア 市町村は、前記2を踏まえ、例えば推進計画の策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

イ 県が策定した「やまなし地域クラブ活動の体制整備に関する手引き」を参照し、市町村の地域クラブ活動体制整備に向けた取組とその手順、制度設計の具体的なイメージを確認しながら総合的・計画的に取組を進めていく。

第3章 市町村における地域クラブ活動の体制整備に向けた取組とその手順、制度設計の具体的なイメージ

1 市町村の地域クラブ活動の体制整備に向けた取組

- (1) コーディネーターの配置
- (2) 協議会等の設置・運営
- (3) 運営体制の構築
- (4) 指導者の確保
- (5) 活動場所の確保及び管理運営
- (6) 保護者等負担の軽減
- (7) 保険の加入

2 体制整備の具体的なイメージ

- (1) 運営団体・実施主体の業務
- (2) 指導者等の確保
- (3) 運営方針等の決定
 - ① ニーズの把握
 - ② 運営に係る地域協議会の実施
 - ③ ビジョンの策定
 - ④ 活動の名称と目的の設定
 - ⑤ 活動する種目等の決定
 - ⑥ 活動回数、活動時間等の決定
 - ⑦ 費用負担の検討、財源確保
 - ⑧ 保険の加入
 - ⑨ 活動開始時期の決定
 - ⑩ 実施要項の作成
- (4) 市町村への地域クラブ活動登録申請

IV 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされることが必要である。ここでは、地域クラブ活動の実施に伴いあるべき大会等の在り方について示す。

I 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、県大会、地区大会及び市町村大会において見直しを行う。

イ 市町村は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

ウ 大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いも含め、参加登録の在り方を決定する。

2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

(1) 大会等への参加の引率

【学校部活動】

大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨を、大会等の規定として整備し、運用する。

【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

(2) 大会運営への従事

- ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。
- イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。
- ウ 市町村（組合）教育委員会や校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。
- エ 市町村（組合）教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

3 生徒の安全確保

- ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、特に、夏季に開催する大会等については、次のことに留意する。
- ・屋外種目・・・大会等の開催が可能な環境基準（気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値）を満たす会場の確保
 - ・屋内種目・・・空調設備の整った施設や、大会等の開催が可能な環境基準（気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値）を満たす会場の確保
- なお、大会等の開催に当たっては、可能な限り、環境基準（気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値）を満たす時間帯に実施できるよう調整・工夫に努めることとし、上記のような条件が整わない場合には夏の時期を避ける。
- イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準（気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値）を示す。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

4 大会等の在り方

ア 大会等の主催者は、発育・発達期にある生徒にとっての県大会及び支部大会等の意義を、本ガイドラインの趣旨を踏まえて改めて検討し、意義が認められる場合にはそれを踏まえて、生徒にとってふさわしい県大会及び支部大会等の在り方や、適切な大会等の運営体制等に見直す。

イ 大会等の主催者は、県大会及び支部大会等の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

ウ 山梨県小中学校体育連盟（以下「県小中体連」という。）及び支部の小中学校体育連盟（以下「支部の小中体連」という。）並びに市町村（組合）教育委員会は、前記Ⅱ 2（2）②の協議会等の場を活用し、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度の負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。

エ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、県小中体連及び支部の小中体連並びに学校の設置者が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

オ 大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。

カ スポーツ協会やスポーツ団体、文化芸術団体は、例えば、大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親しみたい生徒や、複数の運動種目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける。

キ 特別支援学校等の大会等については、特別支援学校等に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する。

【資料】学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの概要等

令和4年12月

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】

スポーツ庁 文化庁

○ 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。

○ 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。

○ 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、休前・ハラスメントの根絶の徹底
- ・週当たり2日以上の日休みの設定(平日1日、週末1日)
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体を取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の日休みを設定
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・全国大会の在り方の見直し(開催回数・精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等)

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像(イメージ)

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環(教育課程外)

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

↓

学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アソシエイト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要(学校や地域によっては存続が厳しい)

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

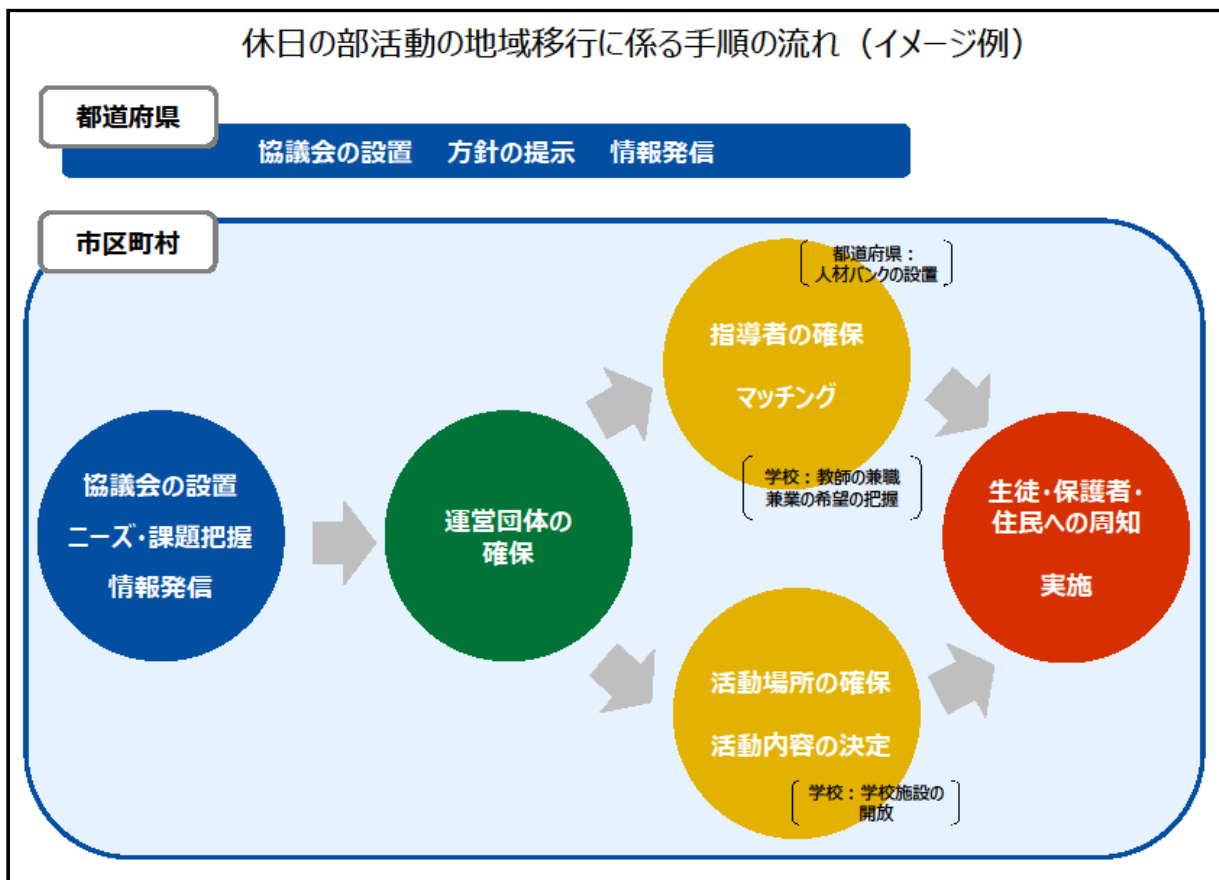
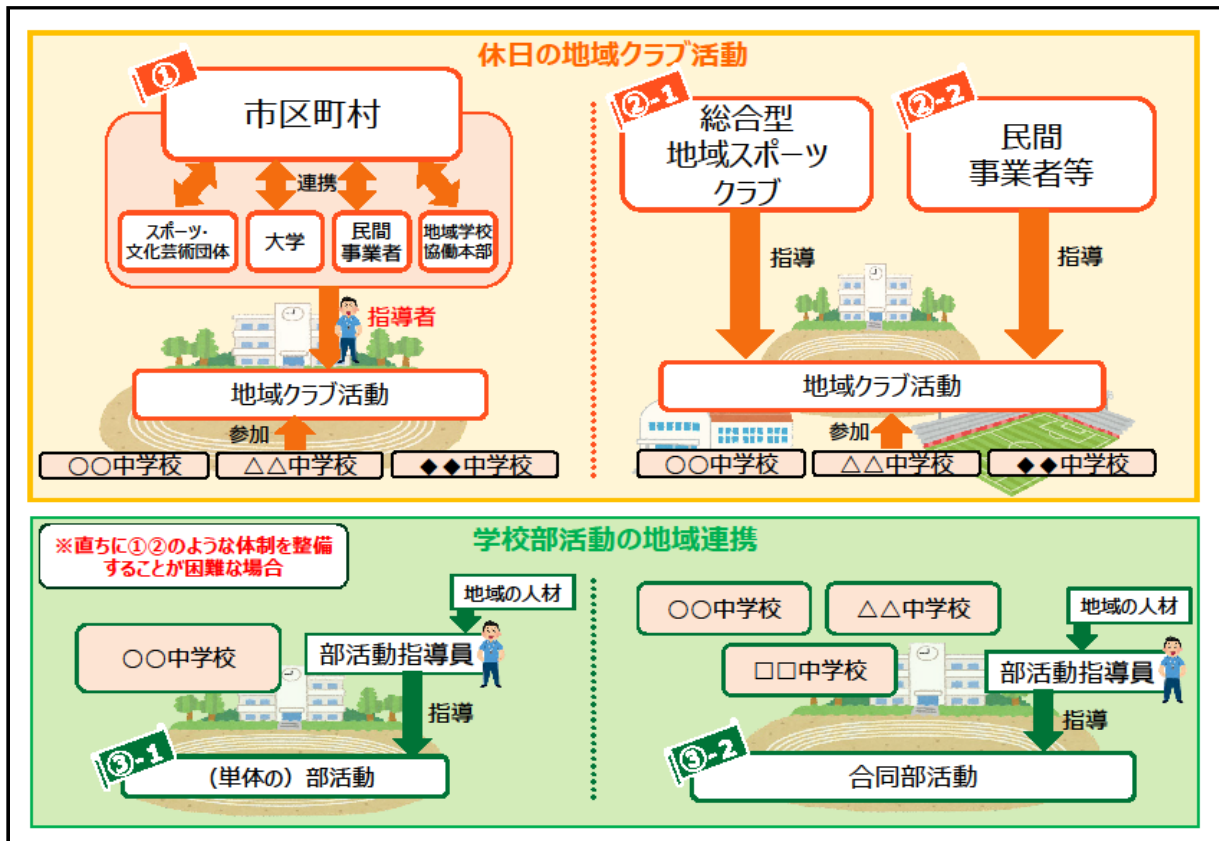
■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	①地方公共団体(※複数地方公共団体の連携を含む) ②多様な組織・団体(総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、PTA・M、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協議会本部、同窓会等)
指導者	地域の指導者(一部教師の兼職兼業)
参加者	地域の生徒(※他の世代と一緒に参加する場合を含む)
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

↓

活動体制

■ 地域の実情に応じ、当面は併存



休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他環境整備	実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引きやHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組への協力・参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・教師の兼職兼業の希望の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールに基づく学校施設の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

（参考：スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」参考資料）

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」スポーツ庁・文化庁（令和4年12月）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20230216-spt_ori para-000012934_2.pdf



やまなし地域クラブ活動の 体制整備に関する手引き



山 梨 県
山梨県教育委員会



目 次

第1章 県の地域クラブ活動の考え方	33
1 学校部活動と地域クラブ活動	33
2 地域移行後の活動機会	34
第2章 県のスケジュール	36
1 県のスケジュール	36
第3章 市町村の地域クラブ活動の体制整備に向けた取組とその手順、 制度設計の具体的なイメージ	37
1 市町村の地域クラブ活動の体制整備に向けた取組	37
(1) コーディネーターの配置	38
【参考】地域移行に係るコーディネーターの役割(例)	38
【参考】地域クラブ活動における事業スキーム(イメージ)	39
(2) 協議会等の設置・運営	39
(3) 運営体制の構築	40
(4) 指導者の確保	41
(5) 活動場所の確保及び管理運営	42
(6) 保護者等の負担軽減	42
(7) 保険の加入	43
【参考】地域クラブ活動への移行に向けた市町村における取組の手順(例)	43
2 体制整備の具体的なイメージ	44
(1) 運営団体・実施主体の業務	44
【参考】地域クラブ活動の運営団体・実施主体の業務(例)	45
(2) 指導者等の確保	46
【参考】地域クラブ活動の指導者確保に向けての業務(例)	46
(3) 運営方針等の決定	47
① ニーズの把握	47
② 運営に係る地域協議会の実施	47
③ ビジョンの策定	47
④ 活動の名称と目的の設定	48
⑤ 活動する種目等の決定	48
⑥ 活動回数、活動時間等の決定	48
⑦ 費用負担の検討、財源確保	48
⑧ 保険の加入	49
⑨ 活動開始時期の決定	49
⑩ 実施要項の作成	49
(4) 市町村への地域クラブ活動登録申請	50
【参考】地域クラブ活動登録申請の内容等(例)	50
【参考】受け皿となる地域クラブの役割(例)	51
第4章 関係者への周知	52
1 関係団体、学校への説明・周知	52
2 保護者、地域への説明・周知	52
3 生徒への募集案内	52
第5章 教師等の兼職兼業への対応	53
○地域クラブ活動を指導する教師等のサービス管理にかかるフローイメージ	54
第6章 地域クラブ活動の移行に当たって留意すべき事項	55
(1) 関連する諸制度の運用等について	55
(2) 高等学校入学選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い	55
(3) 学習指導要領解説の見直し等について	55
参考・引用文献等	56

第1章 県の地域クラブ活動の考え方

1 学校部活動と地域クラブ活動

○ 学校の部活動では支えきれなくなっている中学生等のスポーツ・文化芸術環境について、今後は学校単位（学校部活動）から地域単位（地域クラブ活動）に積極的に変えていくことにより、将来にわたり山梨県の子供たちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう環境を整備する必要があります。「学校部活動」と「地域クラブ活動」との区分は、次のとおりです。

「学校部活動」と「地域クラブ活動」との区分

区分	学校部活動	地域クラブ活動
運営団体	学校	総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間クラブ、文化芸術団体等
関係法令等	中学校学習指導要領	社会教育法
対象	自校生徒（合同チーム・拠点校も可）	原則として地域の児童・生徒
主な指導者	教師、部活動指導員 （学校が正式に委嘱した外部指導者）	地域スポーツ・文化芸術指導者、保護者、部活動指導員、外部指導者、退職教師、兼職兼業の教師等
活動日	部活動方針に則った活動日	休日※平日も可であるが、部活動方針に則った活動日となるように配慮
活動場所	学校等	学校、地域の公共施設、クラブの施設等
活動時間	平日2h程度、休日3h程度	左記に同じ
運営費	部活動費、保護者会費等	受益者負担、行政の補助等
保険	日本スポーツ振興センター災害共済給付	運営団体・実施主体でスポーツ安全保険等に参加 ※災害共済給付と同等の補償内容が望ましい
責任の所在	学校（学校の管理下）	運営団体・実施主体（学校の管理下外）
参加可能な大会等	小中体連主催大会 その他大会 （協会・連盟主催の大会やコンクール等）	小中体連主催大会 学校単位以外も出場可能とする大会やコンクール
指導者の報酬等	教師：教員特殊業務手当 部活動指導員：設置者による報酬 外部指導者：市町村・学校の規定による報酬	運営団体・実施主体による報酬
指導者の条件等	教師：教員免許 部活動指導員：設置者が任用 外部指導者：学校等の規定	運営団体・実施主体が決定 （スポーツクラブにおいては、日本スポーツ協会等の公認スポーツ指導者資格等を所持していることが望ましい）

2 地域移行後の活動機会

- 休日に学校での運動部活動が行われなくなった際に想定される中学生のスポーツ活動の機会は、次のとおりです。

活動の種類（運営団体・実施主体）		活動の目的	予想されるメリット・デメリット
①民間のクラブチーム （ヴァンフォーレ甲府など）	◇選手コース ◇トップチーム	競技力向上	【メリット】 プロ指導者による専門的指導の下での競技力向上 【デメリット】 ・経済的負担大 ・時間的負担大 ・地域間格差大
	◇普及クラス	運動機会の確保	
②地域のクラブチーム （スポ少、市町村スポーツ協会、NPO、町道場など）		競技力向上 >運動機会確保	【メリット】 地域での活動のため移動等の負担が比較的小さい 【デメリット】 ニーズに応える活動がない可能性
③競技団体主催の活動	◇国スポ大会強化 ◇年代別強化	競技力向上	【メリット】 学校部活動から独立した強化活動が可能 【デメリット】 移動手段の確保が困難
	◇普及	人材発掘 >競技力向上	【メリット】 中体連競技（種目）以外の普及が可能 【デメリット】 移動手段の確保が困難
④学校以外の団体が運営し教育委員会が運営方針の決定等に関わる地域スポーツクラブ活動 市町村教育委員会を中心に、運営主体・実施主体（総合型地域SC、スポ少、市町村スポーツ協会等）と連携した制度設計。教師等の兼職兼業による指導可。		運動機会確保 >競技力向上	・令和3～4年度の2年間、南アルプス市で実施した休日部活動の地域移行へ向けた実践研究事業 ・令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業 甲府市・南アルプス市・山梨市・甲州市・都留市・昭和町 等により、検証中。

地域移行後の活動機会 ～想定される中学生のスポーツ活動の機会～

- ① 民間のクラブチームの活動は、例えばサッカーでは、ヴァンフォーレ甲府等のクラブチーム、水泳ではスイミングクラブの「選手コース」に代表される、高度に競技力向上を目指す活動の他、「育成コース」や「フィットネスジム」等での活動も含まれます。
 - ② 地域のクラブチームの活動は、例えばスポーツ少年団や市町村の競技団体主催の練習会、道場での活動などがあります。
 - ③ 競技団体主催の活動は、国スポ強化や年代別強化などの競技力向上を目指す活動と、人材発掘や競技人口拡大のための普及活動があります。
 - ④ 教育委員会が地域のスポーツ団体や民間事業者等と連携しながら、運営団体・実施主体を設立・運営します。そして、その運営方法等の検討や決定には、教育委員会や学校が携わります。教師等の兼職兼業による指導が可能な**地域スポーツクラブ活動**があります。
- ◎ 地域文化クラブ活動についても、上記④の地域スポーツクラブ活動の活動機会の考え方が同様となります。

- 地域クラブ活動は、学校の教育活動から切り離された地域の活動であることから、学習指導要領で示された、学校教育の一環としての部活動とは異なるものと理解する必要があります。
- 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の連携により、生徒の望ましい成長を保障できるよう、学校部活動の教育的意義や役割について、地域クラブ活動においても継承・発展させる必要があります。
- 生徒は、それぞれの地域で提供される活動機会の中から、自身のニーズに応じた活動を選択できることになり、複数の活動を兼ねることも可能となります。

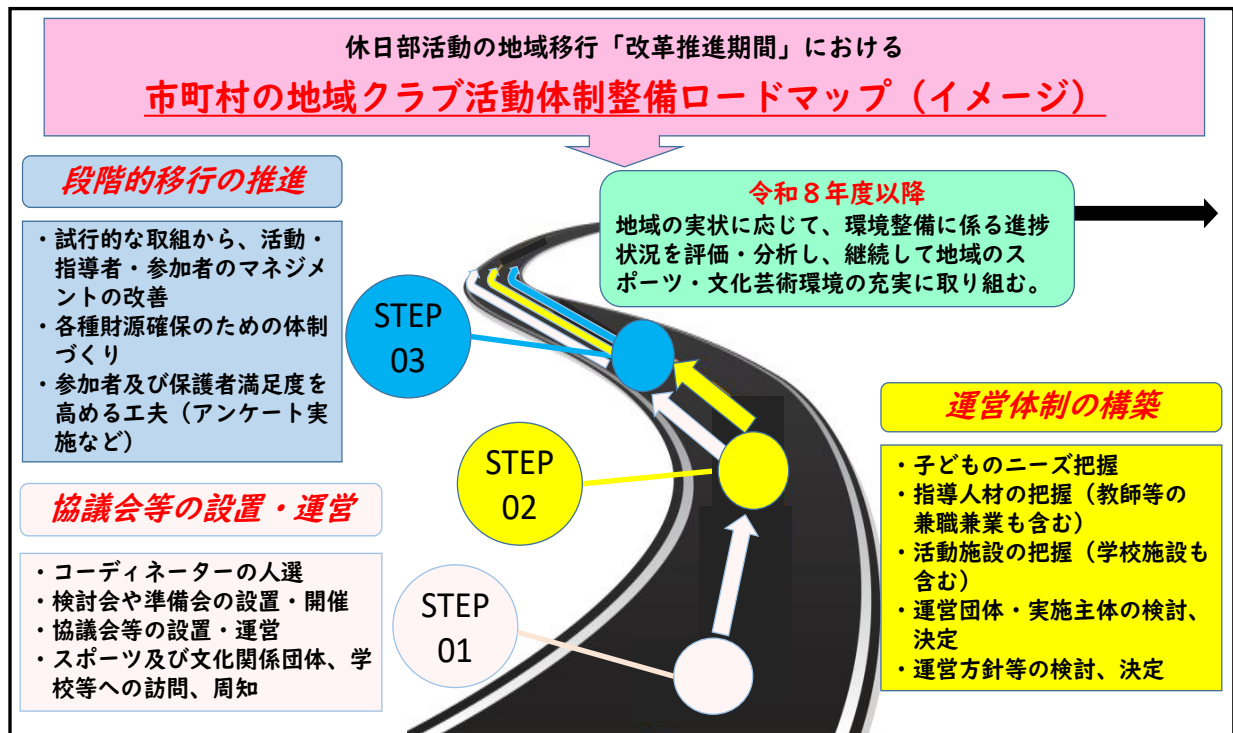
第2章 県のスケジュール

1 県のスケジュール

- 国が、改革推進期間とする令和5年度から令和7年度末の県における取組のスケジュールは以下のとおりです。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(1) 検討体制の整備			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進連絡会の設置 ・ 推進連絡会の開催、検討 ・ 県総括コーディネーターの配置 	→	→	→
(2) 段階的な体制の整備			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例の提供 ・ 市町村の運営団体、実施主体構築への助言 ・ 財源確保等の助言 ・ 広報、啓発 	→	→	→
(3) 取組の促進			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村担当者会の開催 ・ 市町村の取組状況の把握及び指導助言、支援 ・ アンケート調査の実施と情報共有 ・ 広報、啓発 	→	→	→
(4) 指導者の確保			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例の提供 ・ 人材バンクの整備 ・ 財源確保等の助言 	→	→	→
(5) 活動場所の確保			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例の提供 ・ 県立運動施設の活用の検討 ・ 財源確保等の助言 	→	→	→
(6) 費用負担の軽減			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事例の提供 ・ 財源確保等の助言 ・ 広報、啓発 	→	→	→
(7) 地域クラブ活動についての理解の促進			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報、啓発 	→	→	→
(8) 大会等の在り方についての協議			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大会主催者への要請 ・ 支援の在り方の見直し 	→	→	→

第3章 市町村の地域クラブ活動の体制整備に向けた取組とその手順、 制度設計の具体的なイメージ



1 市町村の地域クラブ活動の体制整備に向けた取組

- (1) コーディネーターの配置
- (2) 協議会等の設置・運営
- (3) 運営体制の構築
- (4) 指導者の確保
- (5) 活動場所の確保及び管理運営
- (6) 保護者等負担の軽減
- (7) 保険の加入

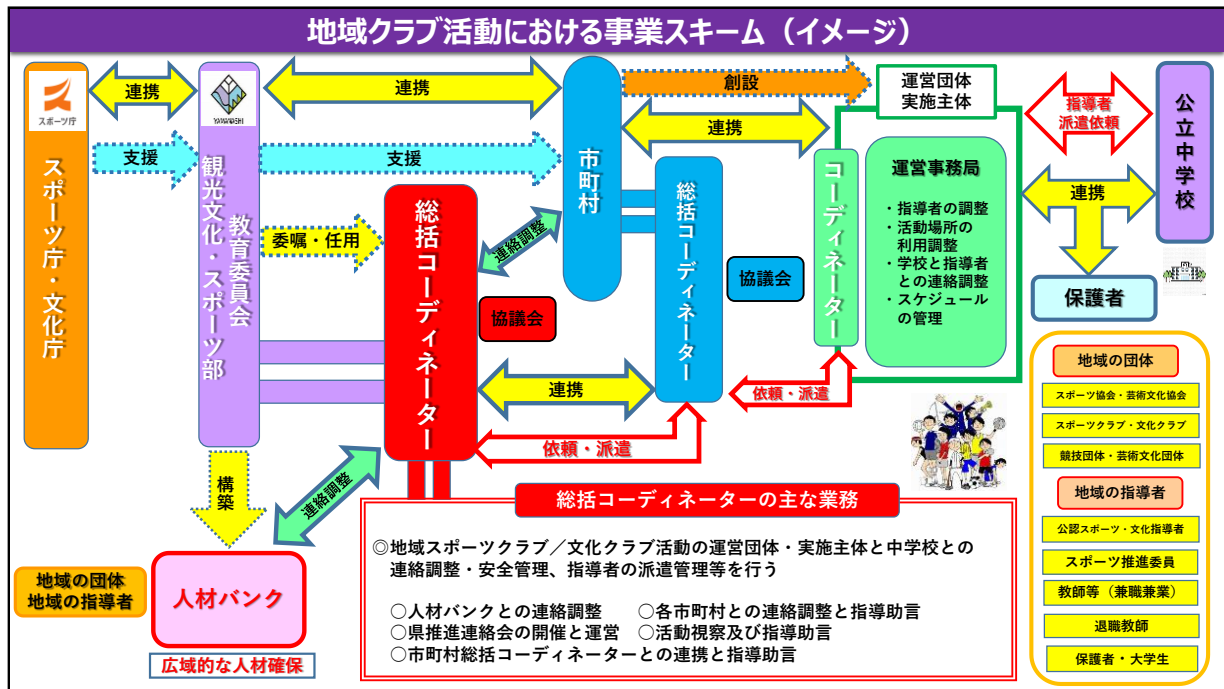
(1) コーディネーターの配置

- 地域クラブ活動の検討を進めていくため、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化芸術担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う部署、地域スポーツ団体、学校、保護者等の関係者等の調整をはかるためのコーディネーターの人選、配置が必要となります。
- コーディネーターの人選については、市町村の職員以外が望ましいです。その際、地域のスポーツ推進委員協議会、スポーツ協会、スポーツ指導者協議会等、公的なスポーツ団体や文化芸術団体から推薦された者や退職した教師等、地域の状況をよく知る関係者から人選し、配置することになります。
- コーディネーターの謝金や旅費等は、市町村負担が原則です。(国の補助金等がある場合は、その補助金を使用することもできます。)

【参考】地域移行に係るコーディネーターの役割（例）

- ① 担当地域における各学校との連携と部活動の状況把握
- ② 担当地域における受け皿となる地域クラブ指導者の把握
- ③ 受け皿となる地域クラブがない場合、新たな運営団体・実施主体の設立や指導者確保のサポート、代表・役員の決定、規約の設定 等
- ④ 当該地域の受け皿となるクラブがない場合、近隣市町村のクラブとの連携
- ⑤ 各学校の各部活動の移行の調整
- ⑥ 各地域クラブの活動場所の調整
- ⑦ 各地域クラブ活動場所への移動手段(スクールバス等)の調整
- ⑧ 各市町村協議会の企画・運営
- ⑨ 各地域クラブの活動計画・活動実績の把握 (県のガイドラインに準拠)
- ⑩ 次年度に向けた課題の整理、解決策の立案

【参考】地域クラブ活動における事業スキーム（イメージ）

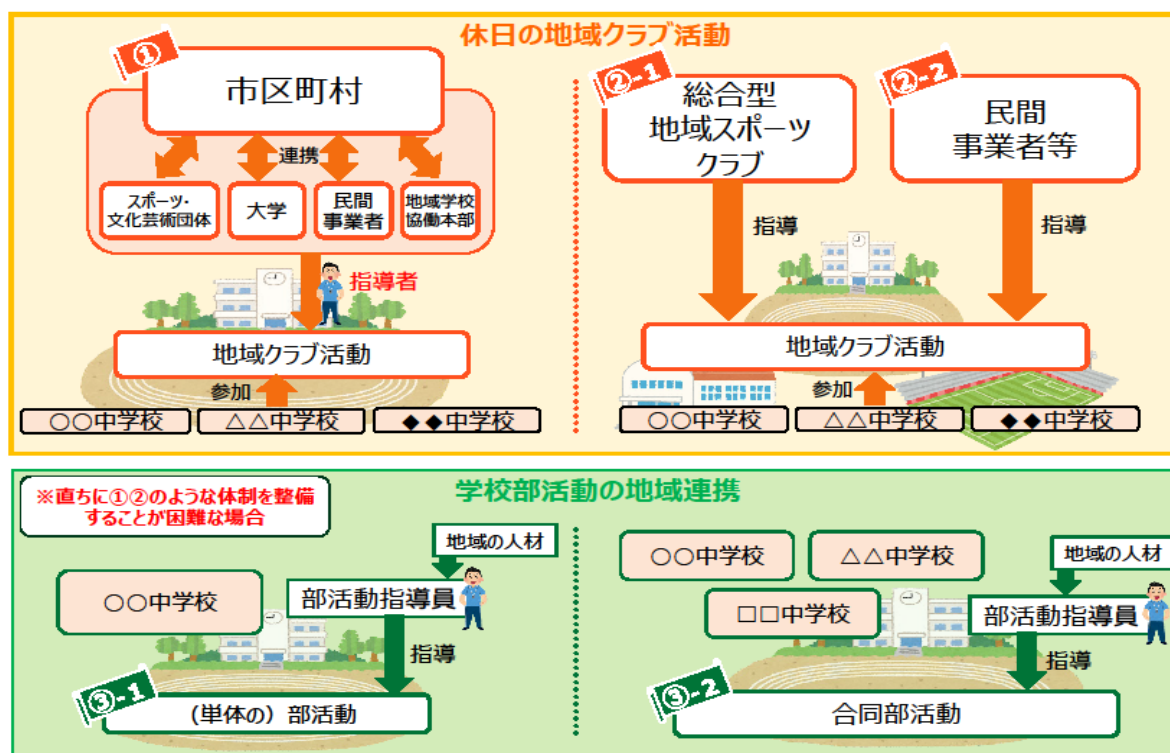


(2) 協議会等の設置・運営

- 地域クラブ活動の検討を進めていくため、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化芸術担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置しアンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たな地域スポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討します。
- 今後は、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校の設置・管理運営を担う部署との緊密な連携・協力に基づき、地域スポーツ・文化芸術担当部署や生涯学習・社会教育担当部署が中心となって取り組むことが考えられます。
- その際、健康増進や社会福祉・医療、まちづくりの担当部署等の他、地域のコミッションや地域おこし協力隊等との連携も考えられます。

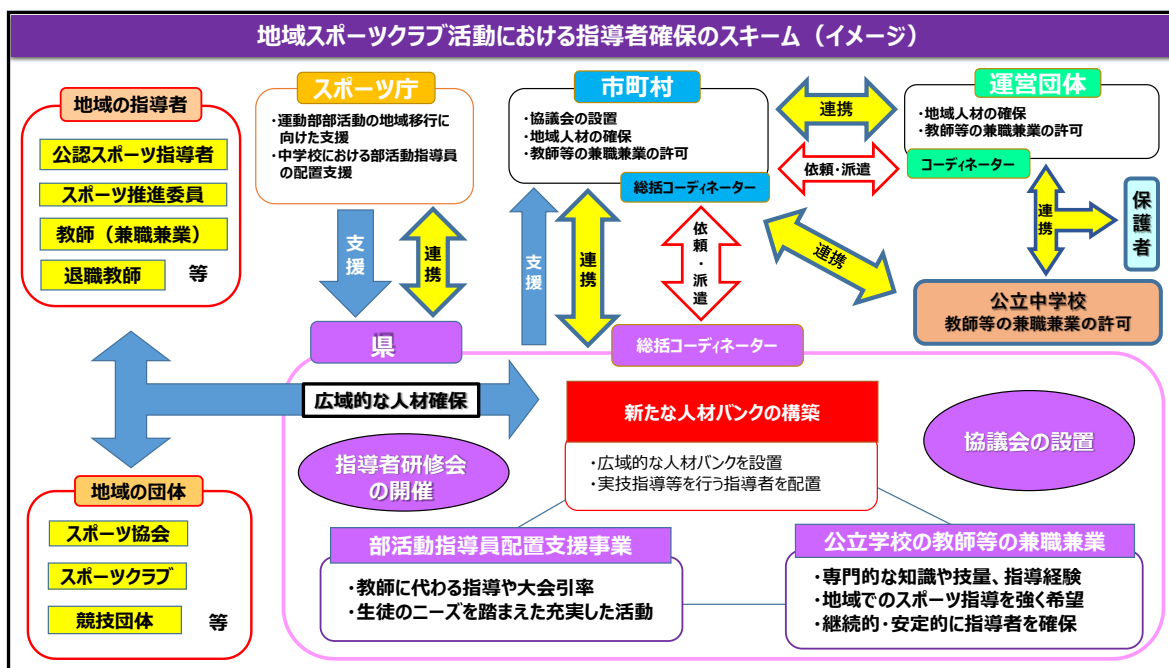
(3) 運営体制の構築

- 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、次のような体制の整備を段階的に進めることが考えられます。
 - ・ 市町村が運営団体となり、あるいは市町村が中心となって社団法人や NPO 法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。
 - ・ 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体など、多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学生等が参加する体制。
- 単独の市町村で体制整備が困難な場合には、近隣の市町村と連携することも考えられます。
- なお、直ちに上記のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられます。
- 以下は、国のガイドラインで示された運営体制等の一例です。



(4) 指導者の確保

- 地域の人材、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者等、様々な関係者から指導者を確保できるような仕組みづくりを構築します。
- また、地域での指導を希望する公立学校の教師等が兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事できるよう、兼職兼業の運用に係る考え方を整理します。
- 兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を十分に確認、尊重するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことも勘案して許可することが大切です。
- なお、希望する指導者が確保できない場合は、県教委が整備する新たな人材バンクを活用します。
- 以下は、地域スポーツクラブ活動における指導者確保のスキームイメージです。



(5) 活動場所の確保及び管理運営

- 地域クラブ活動の活動場所としては、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設のほか、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設も活用することが考えられます。
- 学校運動施設の管理運営に、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動の運営団体に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進すること、営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている場合には、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう改善を行うこと、地域クラブ活動の運営団体・実施主体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めることなどが望まれています。
- また、学校の負担なく学校運動施設の円滑な利用を進めるため、地域クラブ活動の在り方を検討する協議会等で、地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定することも大切です。
- なお、スポーツ・文化施設の確保に向けて取り組む際には、「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）を参考に取り組みます。

(6) 保護者等の負担軽減

- 地域クラブ活動に参加する場合の費用が、保護者にとって大きな負担となるような額になると、生徒が地域クラブ活動に参加することの妨げとなる恐れがあるため、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援などの取組を進めます。
- また、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附や貸与などの支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進します。
- その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられます。

(7) 保険の加入

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促します。

公益財団法人スポーツ安全協会は、スポーツ庁からの要請を受け、「スポーツ安全保険（文化芸術活動も含む）」について、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度と同程度の補償内容で、かつ賠償責任が補償に含まれるように保険内容の改善を行っている。

このような国が推奨している保険制度を活用することが望ましい。

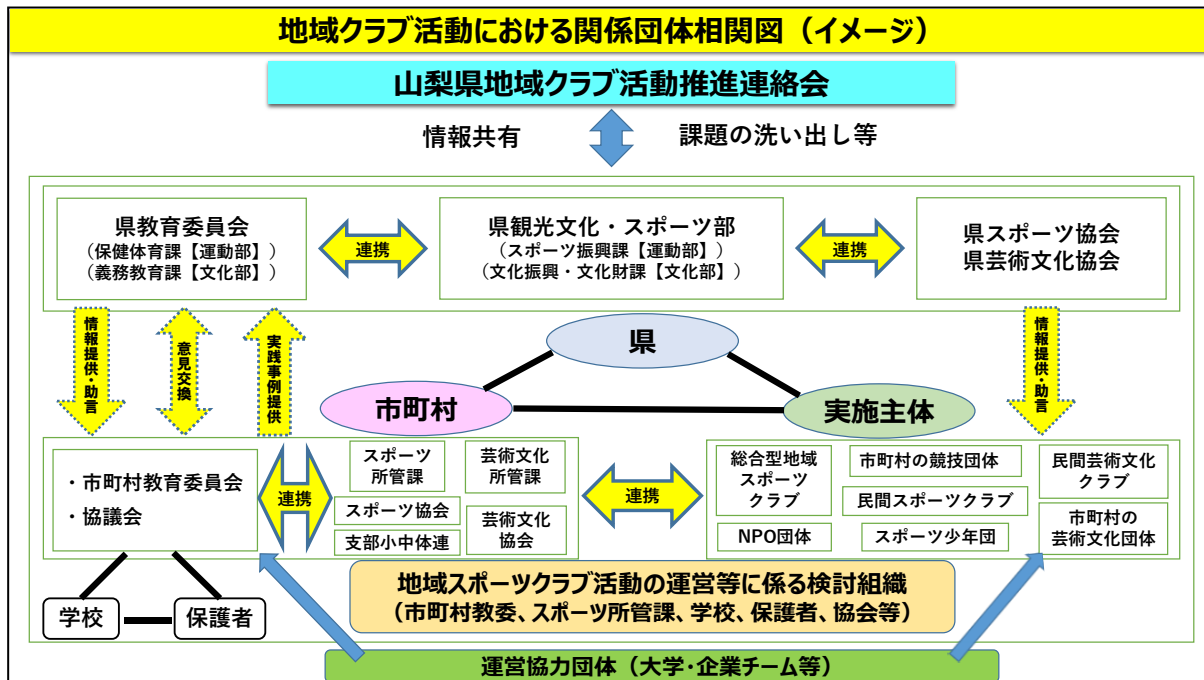
【参考】地域クラブ活動への移行に向けた市町村における取組の手順（例）

- ① 地域移行の各調整を図るために中心的な役割を果たすコーディネーターの人選、配置を行う。
- ② 各地域クラブ活動の体制整備について検討する協議会を設置する。
- ③ その協議会において、各市町村の地域クラブ活動の体制整備の方向性を検討する。
- ④ 各中学校に地域クラブ活動の体制整備の方向性を周知する。
- ⑤ 各中学校の各部活動の状況や外部指導者の配置状況、新たに指導者として委嘱可能な人材や受け皿となり得る団体の把握を行う。
- ⑥ 各中学校は地域移行をイメージするために、受け皿となり得る団体や生徒・保護者の意向を確認し、移行が可能・不可能(部員不足・指導者不足・受け皿団体が無い等)な部活動について、市町村に報告する。
- ⑦ 各中学校の報告を踏まえ、市町村内の複数校合同で新たな運営団体・実施主体を設立する必要性等を検討するなど、部活動の地域移行の調整を図る。
- ⑧ 地域移行に伴う支援策(施設使用料の減免、スクールバスの運行等)について検討する。
- ⑨ 各地域クラブの活動場所について調整を図る。(利用ルールの策定など)
- ⑩ 地域クラブ活動指導者・生活困窮者等に対する補助金給付等を検討する。
- ⑪ 地域クラブ活動に関する用具や施設等の新規購入及び維持管理等について調整を図る。
- ⑫ 休日の地域クラブ活動の指導を希望する教師等に対し、兼職兼業届の提出方法を指導・周知して指導者確保等の体制を整備する。

(令和6年2月より、県の人材バンクが施行される予定。)

2 体制整備の具体的なイメージ

- 地域クラブ活動の体制整備には、以下に示すように関係団体等との連携が不可欠です。



(1) 運営団体・実施主体の業務

- 地域クラブ活動の運営団体等は、主に次のページの業務を行うことを想定していますが、改革推進期間においては、必要に応じ市町村（組合）教育委員会や市町村スポーツ・文化芸術所管課等が携わることが必要です。

【参考】地域クラブ活動の運営団体・実施主体の業務（例）

- ① 運営方針、運営方法等の決定
 - ・ 市町村教育委員会が開催する「地域協議会」との連携
(移行後は、各市町村の総括コーディネーターが開催することを想定)
- ② 活動の周知に係る広報活動
- ③ 参加者の募集、受付
- ④ 活動のマネジメント
 - ・ 活動計画の作成
 - ・ 活動実績報告の作成
 - ・ 施設の確保
 - ・ 送迎バスの運行
 - ・ 大会等の参加手続き
 - ・ 事故・トラブル発生時の対応 等
- ⑤ 指導者のマネジメント
 - ・ 指導者の確保
 - ・ 保険の加入
 - ・ シフトの作成
 - ・ 従事時間管理
 - ・ 報酬の支払い
 - ・ 資質向上研修会の実施 等
- ⑥ 参加者のマネジメント
 - ・ 出欠確認
 - ・ 参加費の徴収
 - ・ 安全管理 等
- ⑦ 地域、学校、競技団体等との関係団体のコーディネート
- ⑧ 参加者及び保護者満足度を高める工夫
 - ・ アンケートの実施
 - ・ PDCAサイクルによる運営改善 等

(2) 指導者等の確保

- 地域クラブ活動を実施するには、スポーツ・文化芸術団体等の関係者との連絡調整を行うコーディネーター等多様な人材を確保することが必要です。
- 中でも地域クラブ活動の指導は、地域の指導者や退職教師、兼職兼業の手続きを経た指導を希望する教師等が担うこととなります。
- なお、地域クラブ活動の指導者は、当該競技種目の指導力だけでなく、運営団体・実施主体が定める運営方針に沿って、生徒に適切な指導を行うための資質を備えていることが必須です。
- 一方で、多くの地域において、現段階で十分な指導者を確保することが困難である現状を踏まえ、地域の実情に応じて、以下のような方策等を検討する必要があります。

【参考】地域クラブ活動の指導者確保に向けての業務（例）

① 地域人材の把握

市町村の競技・文化芸術団体の登録者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、クラブチームの指導者、個人で活動している指導者等をリストアップする。

② 指導を希望する教師等の把握

教師へのアンケート調査等により、地域クラブ活動での指導を希望する教師をリストアップする。

③ 指導人材登録制度の活用

①②で把握しきれない人材を活用するため、人材登録制度を構築するなどして、適切な広報活動により、指導者を確保する。また、県教委が構築する新たな人材バンクを活用する。

④ 企業・大学との連携

地域に企業チームがある場合は、連携した指導者確保を行う。大学については、地域の活動で指導することが、特に教師を志望する学生にとって高いメリットがあることから、大学との連携を行うか、大学を通じての求人募集を行う。

⑤ 民間事業者との連携

自治体がフィットネスクラブや人材派遣会社等の民間事業者との連携を行い、指導者等の確保をする。

⑥ 求人募集

マスメディアやコミュニティメディア、ハローワーク等での求人募集を行う。

⑦ 広域での活動の実施（指導者の確保が困難な場合）

単一の市町村で実施できない競技種目等については、近隣市町村と連携し、活動を広域で行うことを検討する。

(3) 運営方針等の決定

- 地域クラブ活動における運営方針の決定に際しては、生徒のニーズ、保護者のニーズ、地域の実情等を踏まえ、市町村（組合）教育委員会、市町村地域スポーツ・文化芸術所管課、運営団体、学校、保護者、スポーツ・文化芸術関係者等による「地域クラブ活動協議会（仮称）」（以下、「地域協議会」という。）において、審議を経る必要があります。
- 「地域協議会」は、地域クラブ活動をスタートさせる段階では、市町村（組合）教育委員会または市町村の地域スポーツ・文化芸術所管課等が主催することが想定されますが、移行後のPDCAサイクルに基づく検証等に係る「地域協議会」は、市町村の総括コーディネーター等が主催することを想定しています。

① ニーズの把握

- 「将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会」を確保するためには、生徒（児童）と保護者のニーズや、学校や地域の意向を把握する必要があります。
- 障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動を行うためには、特別支援学校の生徒（児童）と保護者のニーズの把握も必要です。
- また、地域のスポーツ・文化芸術関係者、学校関係者、行政関係者、保護者及び地域住民が一堂に会す「地域ミーティング」等を開催するなど、様々な立場から意見を集約することも効果的であると考えられます。

② 運営に係る地域協議会の実施

- 把握したニーズや意向を基に、地域に望ましい新たなスポーツ・文化芸術環境の創設に向けた「地域協議会」を開催します。
- 「地域協議会」には、必要に応じて有識者の参加を求めるなど、客観的な意見を踏まえ、建設的な協議が行われるようにします。
- また、地域クラブ活動は地域移行の側面であることを踏まえ、既存のクラブチームの関係者等の参加を求めるなど、地域のスポーツ・文化芸術活動全体について協議が行われるようにします。
- 地域クラブ活動の運営には保護者の理解が不可欠であることから、市町村PTA連合会等と連携した協議が不可欠です。
- また、必要に応じて競技種目別の分科会等を設けるなど、効率的な会議運営体制を構築する必要があると考えられます。

③ ビジョンの策定

- 地域における、学校部活動に代わる新たな中学生のスポーツ・文化芸術環境を整備する際には、現在の学校外のスポーツ・文化芸術環境（クラブチーム、道場、民間クラブ、

個人教室等)の全体像を把握し、それらと共存して活動する「地域クラブ活動」の在り方について検討していきます。

- そこでは、地域クラブ活動を通じて中学生をどのような人材に育成していくのか《最終目標》。そのために、いつまでにどのような方策《プロセス》をとるのかについて協議し、新たなスポーツ・文化芸術環境についての明確なビジョンをグランドデザインとして共有することが大切です。
- また、地域クラブ活動は、現在の学校部活動とのつながりを意識しながら、市町村(組合)教育委員会が運営方針等の策定に関わるため、その活動については、国や県の総合的なガイドラインに基づいた「市町村等のガイドライン」を策定し、活動することが求められます。

④ 活動の名称と目的の設定

- 学校部活動は、学習指導要領で「学校教育の一環」と示された活動ですが、地域クラブ活動は、学校管理下外の地域における社会教育活動です。
- 地域クラブ活動の名称に「部活動」を残すことで、生徒や保護者が誤った認識をもつ可能性があることから、活動の名称を工夫する必要があります。
- また、③で策定した地域スポーツ・文化芸術環境のグランドデザインを基に、地域クラブ活動の目的を示します。

⑤ 活動する種目等の決定

- 地域にある既存の資源(指導者、活動場所等)と①のニーズの把握から得た結果等を総合的に勘案し、活動する種目等を決定します。
- ニーズはあるものの地域に十分な資源(指導者、活動場所等)がない場合には、近隣市町村と連携するなど、広域での活動機会の提供を検討します。

⑥ 活動回数、活動時間等の決定

- 地域が持つ資源(指導者、活動場所等)と①のニーズの把握から得た結果等を総合的に勘案し、③で策定したガイドラインに沿った活動回数と時間を決定します。
- 回数については、最初は単発的に、1か月に1回程度からはじめ、段階的に回数を増やしていくことも考えられます。

⑦ 費用負担の検討、財源確保

- 運営費用としては、指導者報酬、保険料(指導者、参加者)、会場使用料、消耗品代(ボール等の共用用具等)、会場への移動に係る費用、運営団体等の事務に係る費用等が想定されます。
- 地域クラブ活動は学校外の活動であるため、上記の運営費用は受益者負担が原則です。

- これまでの学校部活動については、学校教育の一環として無償で提供されていたことから、受益者負担の考え方について、保護者に十分な説明により理解を得る必要があります。
- また、負担に応じたサービスの提供を求められることになることから、運営に際しては、生徒満足度、保護者満足度を高めるための工夫が必要であり、P D C Aサイクルに基づく継続的な運営方法等の改善が求められます。
- さらに、適正な受益者負担額については、県教委が示すデータを参考にしながら②で十分に検討、検証する必要があります。
- 一方で、受益者負担が発生することで地域クラブ活動に参加できなくなる生徒が発生することを防ぐ必要があることから、県とともに国の動向を注視し、公的な支援について検討する必要があります。
- これと並行して、市町村では、活動に対する学校施設の開放や、公共のスポーツ・文化施設の利用料減免または免除、所有するバスの活用等について検討を進めることも必要です。
- また、財源の確保には、地元企業からの協賛金やクラウドファンディング等の活用についても検討することが考えられます。

⑧ 保険の加入

- 地域クラブ活動については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外であるため、安心して地域でスポーツ・文化芸術活動に参加できるよう、スポーツ安全保険等に加入する必要があります。
- あわせて、自身の怪我だけでなく、他人に怪我をさせてしまう場合等も踏まえて、個人賠償責任保険への加入も必要になります。
- また、指導を受ける生徒だけでなく、指導者についても、指導等の最中に怪我をすることや、指導している生徒に怪我をさせてしまうことなども想定されることから、指導者も保険に加入する必要があります。
- 市町村においては、運営団体や実施主体等に対し保険の加入について、適切に対応できるよう働きかけることが求められます。

⑨ 活動開始時期の決定

- 休日の部活動から地域クラブ活動に移行することを基本として、令和5年度から令和7年度を「改革推進期間」として位置付け体制を整備しながら、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指します。
- 地域クラブ活動から洗い出された課題について、「地域協議会」等との情報共有よりP D C Aサイクルでの運営改善が可能と考えられることから、試行を積み重ねながらバージョンアップしていくことが大切です。

⑩ 実施要項の作成

- ①～⑨までの過程を踏まえ、実施要項を作成します。

(4) 市町村への地域クラブ活動登録申請

- 運営団体及び実施主体は、市町村へ地域クラブ活動の登録申請が必要になります。
- 市町村は、地域クラブ活動への登録について協議会等を通して審査し、認証することになります。
- 市町村に認証されたクラブの活動が「地域クラブ活動」となります。
- 市町村に提出する地域クラブ活動登録申請には、以下のような内容や情報が必要になります。

【参考】地域クラブ活動登録申請の内容等（例）

- ① 団体名
- ② 活動目的の確認 ※別紙での同意書等
(ガイドライン等の遵守やコンプライアンス等含む)
- ③ 種目名
- ④ 生徒数
- ⑤ 活動場所
- ⑥ 活動回数、活動時間 ※年間計画の作成
- ⑦ 代表者(年齢、職業、住所、電話番号・メールアドレス 等)
- ⑧ 事務担当者(年齢、職業、住所、電話番号・メールアドレス 等)
- ⑨ 指導者(年齢、職業、住所、電話番号・メールアドレス、資格の有無、兼職兼業の有無 等)
※指導者が代表や事務担当者を兼ねる場合もある
- ⑩ 登録生徒一覧表(氏名、性別、学年、学校名 等)
- ⑪ 保険加入の状況(生徒及び指導者等)※原則、全員加入。
- ⑫ 指導者の報酬に関する事(規程等)
- ⑬ 受益者負担や費用負担に関する事(規程等)

- 運営団体及び実施主体が、市町村からの指導助言を受け、適正な活動を行っている地域クラブ活動は、小中体連主催大会（教育内大会）に参加することができます。

【参考】受け皿となる地域クラブの役割（例）

- ① 運営方針、運営方法等の決定
市町村の地域クラブ活動に関する考え方、地域クラブ活動方針等を踏まえる
- ② 地域クラブの規約等の設定
「スポーツ団体ガバナンスコードについて」（JSPO）等を参考
- ③ 活動場所の申請
- ④ 指導者への謝金・旅費の支給
- ⑤ 地域クラブ運営に関する会計業務（会費設定・行政との手続き等を含む）
- ⑥ 各種保険（スポ安等・登録団体等の事務手続き）
- ⑦ 活動のマネジメント
活動計画の作成、活動実績報告の作成、参加者・指導者の保険加入、
市町村との連携による施設の確保、活動場所の申請、送迎バスの運行
大会等参加の手続き、事故・トラブル発生時の対応 等
- ⑧ 指導者のマネジメント
指導者の確保、シフトの作成、指導従事時間の管理、報酬の支払い、
指導者資格の取得や資質向上のための研修会へ参加の勧奨 等
- ⑨ 参加者のマネジメント
会費の徴収、出欠確認
- ⑩ 学校・競技団体等との連携
指導方針の共有、大会等参加の方針、事故発生時の対応・報告 等
- ⑪ 参加者及び保護者の満足度を高める工夫

第4章 関係者への周知

1 関係団体、学校への説明・周知

- 「2 体制整備の具体的なイメージ」で示したとおり、地域クラブ活動の体制整備には、関係団体等との連携が不可欠です。
- これまで県は、主に県レベルでの関係団体への説明や、市町村（組合）教育委員会担当者への説明を行ってきましたが、今後は各市町村において、関係団体等との連携に向けた説明や協議を進めていく必要があります。
- また、県が行ったアンケート調査等によると、各学校の教職員まで適切な情報が周知されていない結果があることを踏まえ、準備の進捗状況等については、随時、適切に教師一人一人まで届くよう、地域の校長会等を通じ情報を発信することが必要です。
- さらに、地域のスポーツ・文化芸術関係者、学校関係者、行政関係者、保護者及び地域住民が一堂に会す「地域ミーティング」等を開催するなど、それぞれの立場の関係者からのメッセージを発信することも効果的であると考えられます。

2 保護者、地域への説明・周知

- 地域クラブ活動については、保護者、地域の関心が非常に高い一方で、必ずしも正しい情報が伝わっていない実態があること、また受益者負担の活動となることへの理解を得る必要があることから、保護者、地域に向けて必要な情報を、リーフレットを作成・配布するなどして、適切に発信していく必要があります。
- 今後県では、引き続き関係者への説明会を開催するとともに、地域クラブ活動に関するリーフレットを作成し、広く周知する予定としていますが、各市町村においても、準備の進捗状況等について、市町村小中学校PTA連合会等への説明や意見交換を進めていく必要があります。

3 生徒への募集案内

- 運営団体は、第3章・2（1）運営団体・実施主体の業務の中の、運営方針や運営方法等により、募集案内を出します。
- 生徒は地域移行後に、どの活動に参加するか、またはいずれの活動にも参加しないか自由に選択できるようにするべきであり、また、平日の活動に参加していない生徒も積極的に参加できるよう募集を行う必要があります。

第5章 教師等の兼職兼業への対応

○ スポーツ庁及び文化庁等は、令和5年1月30日付け「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」（以下、「手引き」という。）を、各県・政令指定都市教育委員会あてに発出しました。

○ 以下は、手引きの内容を一部抜粋したものです。

・ 地方公務員である公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。以下同じ。）は、

- ①当該教師等が希望する場合であって、
- ②地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、
- ③サービスを監督する教育委員会（以下「サービス監督教育委員会」という。）の許可を得た場合には、兼職兼業を行うことが可能です。

※パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要。

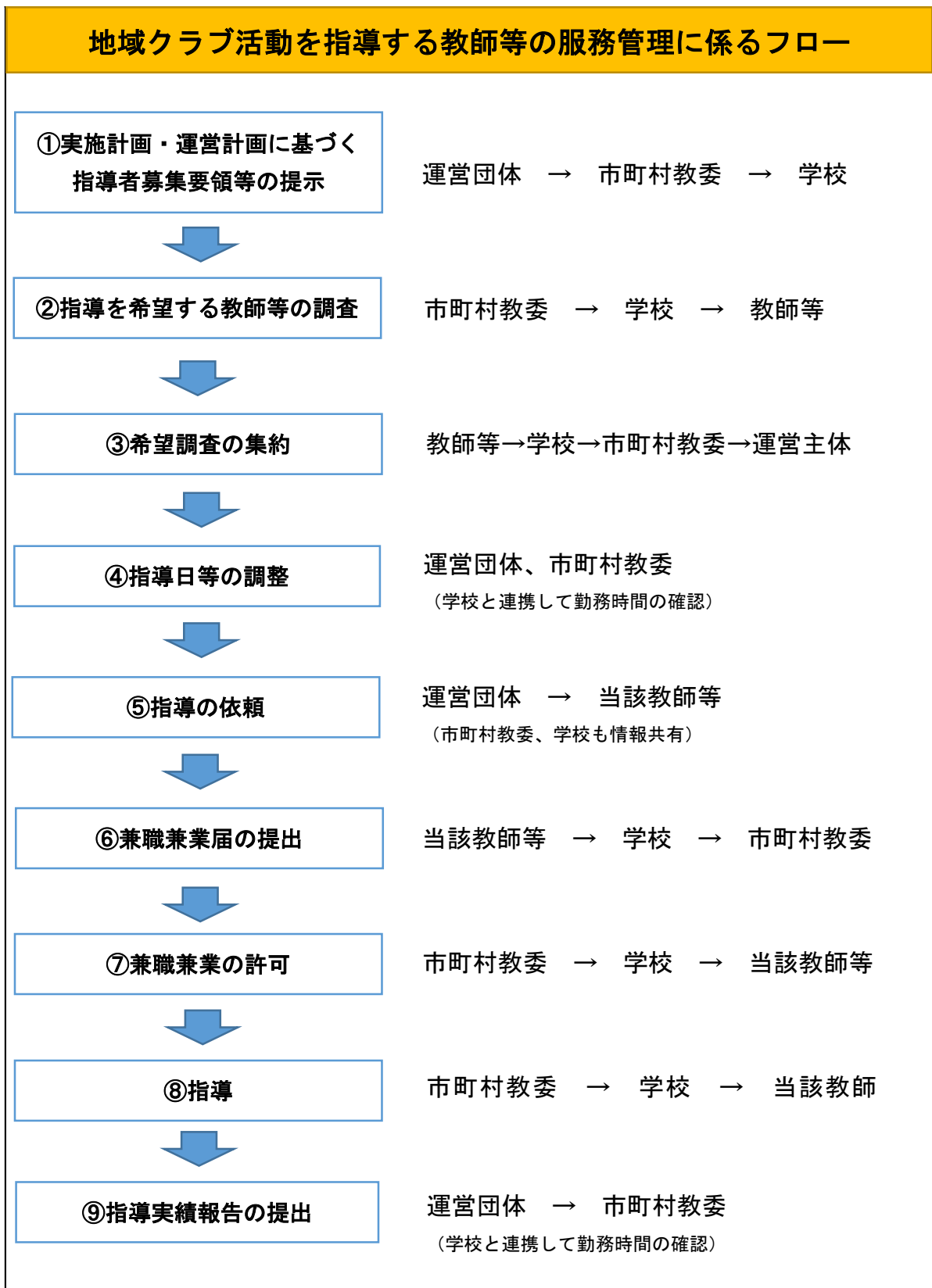
・ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することとなるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼状等を基に上司である校長等へ相談・了承の上、サービス監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなります。

・ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の手続きが円滑に行われるよう、サービス監督教育委員会内の教職員のサービスを監督する部署は、必要な関係規程・運用の見直しを行うことはもとより、兼職兼業制度や手続き等の理解増進に向け、部活動を担当する部署等の関係部署や首長部局、地域クラブ活動の実施主体、兼職兼業を希望する教師等や当該教師等の所属する学校等への関係法令や手続きの周知をはじめ、当該部署等と連携して対応することが重要です。

また、サービス監督教育委員会は、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう、地域クラブ活動への移行の趣旨・目的や子供たちの活動機会の確保や持続可能な活動環境の整備に向けた指導者確保のための教師等の兼職兼業の必要性等について説明をする必要があります。

○ 今後市町村においては、手引きに基づき、教師等の兼職兼業に関する体制を整備することが必要です。

- 次の図は、地域クラブ活動を指導する教師等のサービス管理に係るフローのイメージを示したものです。



第6章 地域クラブ活動の移行に当たって留意すべき事項

- 令和4年12月27日付け4ス庁第1640号「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について（通知）における留意事項は、次のとおりです。

（1） 関連する諸制度の運用等について

- ① 教師等の兼職兼業（再掲）
- ② 教師等の人事における部活動の指導力の評価等

（2） 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

- ① 学校部活動・地域クラブ活動の評価方法の明確化について
- ② 学校部活動・地域クラブ活動に係る調査書への記載内容について

（3） 学習指導要領解説の見直し等について

- ① 学習指導要領解説における関連の記載の見直しを行う予定であること。
- ② 学習指導要領の総則に関連の記載について、次期改訂時に合わせて見直しを検討する予定であること。


- なお、県及び市町村等においては、留意事項について速やかに対応することが必要であると考えております。

参考・引用文献等

文部科学省・スポーツ庁・文化庁

<p>「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」 中央教育審議会(平成28年12月)</p> <p>https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm</p>	
<p>「中学校学習指導要領」 文部科学省(平成29年3月)</p> <p>https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_02.pdf</p>	
<p>「中学校学習指導要領解説 保健体育編」 文部科学省(平成29年7月)</p> <p>https://www.mext.go.jp/content/20210113-mxt_kyoiku01-100002608_1.pdf</p>	
<p>「高等学校学習指導要領」 文部科学省(平成30年3月)</p> <p>https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_03.pdf</p>	
<p>「高等学校学習指導要領解説 保健体育編・体育編」 文部科学省(平成30年7月)</p> <p>https://www.mext.go.jp/content/1407073_07_1_2.pdf</p>	
<p>「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」 文部科学省(平成25年3月)</p> <p>https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm</p>	
<p>「学校現場における業務の適正化に向けて(次代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告)」 文部科学省(平成28年6月)</p> <p>https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/06/13/1372315_03_1.pdf</p>	
<p>「学校の危機管理マニュアル作成の手引」 文部科学省(平成30年2月)</p> <p>https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf</p>	

<p>「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」 文部科学省（平成31年3月）</p> <p>https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2019/05/15/1416681_01.pdf</p>	
<p>「運動部活動での指導のガイドライン」 文部科学省（平成25年5月）</p> <p>https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/_icsFiles/afiedfile/2018/06/12/1372445_1.pdf</p>	
<p>「学校における働き方改革に関する緊急対策」 文部科学省（平成29年12月）</p> <p>https://www.mext.go.jp/content/20200210-mxt_zaimu-000004400_1.pdf</p>	
<p>「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」 文部科学省・スポーツ庁・文化庁（令和2年9月）</p> <p>https://www.mext.go.jp/sports/content/20200902-spt_sseisaku01-000009706_3.pdf</p>	
<p>「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた 公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）」 文部科学省（令和3年2月）</p> <p>https://www.mext.go.jp/content/20221011-mxt_syoto01_01.pdf</p>	
<p>「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」 運動部活動の地域移行に関する検討会議（令和4年6月）</p> <p>https://www.mext.go.jp/sports/content/20220722-spt_oripara-000023182_2.pdf</p>	
<p>「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」 文化部活動の地域移行に関する検討会議（令和4年8月）</p> <p>https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/chiiki_ikou/pdf/93755101_02.pdf</p>	
<p>「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン」 スポーツ庁・文化庁（令和4年12月）</p> <p>https://www.mext.go.jp/sports/content/20230216-spt_oripara-000012934_2.pdf</p>	

<p>「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について (手引き)」 文部科学省・スポーツ庁・文化庁(令和5年1月)</p> <p>https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf</p>	
<p>運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集 令和3年度地域運動部活動委託事業 成果報告書</p> <p>https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00116.html</p>	
<p>文化部活動の地域移行に関する実践研究事例集 地域部活動推進事業 地域文化倶楽部(仮称)創設支援事業</p> <p>https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93571801.html</p>	

独立行政法人日本スポーツ振興センター

<p>「スポーツ事故防止ハンドブック」 独立行政法人日本スポーツ振興センター(令和2月12月)</p> <p>https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/R2handbook/handbook_A5.pdf</p>	
<p>「熱中症を予防しよう - 知って防ごう熱中症 -」 パンフレット及び映像資料(DVD) 独立行政法人日本スポーツ振興センター(平成30年11月)</p> <p>https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyohou/pdf/nettyuusyoy/nettyuusyoy_all.pdf</p>	
<p>「安全で楽しい登山を目指して~高等学校登山指導者用テキスト~」 独立行政法人日本スポーツ振興センター(平成31年3月)</p> <p>https://pdf-html5.com/digitalbook/mountain-for-leaders/index.html</p>	
<p>「学校等事件事例検索データベース」 独立行政法人日本スポーツ振興センター</p> <p>https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/tabid/822/Default.aspx</p>	
<p>「学校の管理下の災害 [令和4年版] 令和3年度データ」 日本スポーツ振興センター(令和4年12月)</p> <p>https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Tabid/3020/Default.aspx</p>	

公益財団法人日本スポーツ協会

「公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟団体における
倫理に関するガイドライン」

公益財団法人日本スポーツ協会（平成30年4月）

<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/somu/doc/rinrikitei3.pdf>



「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」
公益財団法人日本スポーツ協会（平成31年）

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/rinri_guidelines.pdf/doc/rinri_guidelines.pdf



「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」
公益財団法人日本スポーツ協会（令和元年5月）

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html#04>



公益財団法人日本中学校体育連盟

「全国中学校体育大会 開催基準・規程等 9 引率・監督」
日本中学校体育連盟 HP（全国中学校体育大会→開催基準・規程等）

<https://nippon-chutairen.or.jp/sports/regulation/>



山梨県小中学校体育連盟

「県小中体連主催大会における監督・引率細則」
山梨県小中学校体育連盟 HP（ハンドブック内）

<https://ymn-sc-tairen.jp/download/senmonbu/>



山梨県教育庁保健体育課 HP

「やまなし学校部活動及びやまなし地域クラブ活動の在り方等
に関する総合的なガイドライン」

☆やまなし地域クラブ活動の体制整備に関する手引き

<https://www.pref.yamanashi.jp/hotai/index.html>

